

枚方市立招提小学校
いじめ防止基本方針

令和 3 年 4 月

改訂版

目 次

はじめに

第1 いじめ防止のための基本的事項 -----	1
1. 学校基本方針策定の目的 -----	1
2. いじめの定義 -----	1
3. いじめ防止のための基本的な考え方 -----	1
4. いじめの未然防止に向けた役割 -----	2
(1) 学校	
(2) 子ども	
(3) 保護者	
(4) 地域・関係機関	
(5) 教育委員会	
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 -----	3
1. 学校の取組 -----	3
(1) 学校基本方針の策定	
(2) いじめ防止等の対策のための組織	
① いじめ防止対策委員会	
② いじめ防止対策委員会の役割	
③ 年間計画	
(3) いじめ防止のための具体的な取組	
① 未然防止	
② 早期発見	
③ いじめに対する措置	
2. 重大事態への対処 -----	6
(1) 教育委員会または学校による調査	
① 調査を要する重大事態	
② 重大事態の報告	
③ 調査の主体	
④ 調査を行うための組織	
⑤ 事実関係を明確にするための調査	
⑥ 調査結果の提供及び報告	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
① 再調査	
② 再調査を行う機関の設置	
③ 再調査の結果をふまえた措置	
3. その他の留意事項 -----	8
《各種相談窓口》 -----	8
いじめ防止のための学校体制 -----	9
重大事態への対処チャート -----	10

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。

特に子どもにとって、いじめは心と体の成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、子どもと大人（みんな）＝（学校・家庭・地域）が「みんな」で取り組むべき課題です。

そのため、大人は日頃からすべての子どもに愛情を持って接し、人間性や正義感を育み、信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、いじめを許さない環境づくりを進めていかなければなりません。

本校では、いじめのない学校の実現をめざして、学校・家庭・地域や市をはじめとする関係機関における役割を明確にするとともに、それらが連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための『枚方市立招提小学校いじめ防止基本方針』を策定するものです。

本校は、これまでも、いじめ問題の克服に向けた取組を推進するため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置して、『枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）』等を活用した研修や意見交換を行い、全教職員の情報共有と共通理解のもと、いじめのない学校づくりに取り組んできたところです。また、子ども一人一人の声を受け止め、いじめの未然防止や早期発見につながるよう、隨時（各学期に1回以上）、子どもへの「学校生活を良くするためのアンケート（いじめに関するアンケート）」を行うとともに、アンケート実施後に児童相談期間を設けて、子どもが相談しやすい環境づくりときめ細かな対応を心がけてきました。さらには、市が発行する啓発冊子『ストップ！いじめ』を新入生に配付して、電話相談窓口「いじめ専用ホットライン」の周知徹底を図るとともに、市が配置する「心の教室相談員」を活用して、子ども・保護者・教職員の教育相談体制の充実に努めてきたところです。

今後、本校では、この『枚方市立招提小学校いじめ防止基本方針』に基づき、すべての教職員をはじめ、家庭・地域全体でいじめの克服に取り組みます。そして、すべての教育活動において、子どもの安心・安全を確保し、子どもの健全育成を図り、いじめのない学校づくりを一層進めてまいります。

第1 いじめ防止のための基本的事項

1. 学校基本方針策定の目的

枚方市立招提小学校（以下、「学校」という。）は、いじめを重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）及び枚方市いじめ防止基本方針（以下、「枚方市基本方針」という。）の趣旨をふまえ、いじめの未然防止と早期解決に取り組み、子どもの安全・安心を守ることができる学校をつくるために基本方針を定めます。

この方針に基づき、「学校」が家庭や地域と協力し、また市をはじめとする関係機関と連携して、いじめのない笑顔あふれる学校を実現するために、『明るく』『たくましく』『考える』招提の子どもの育成に取り組みます。

2. いじめの定義

「法」第2条では、

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されています。

また、文部科学省が示すいじめの様態は次のとおりです。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

「学校」では、それぞれの行為がいじめにあたるか否かの判断については、定義に基づき、決して表面的・形式的に陥ることのないよう、すべての教職員の情報共有と共通理解のもと、常にいじめを受けた子どもの立場に立って行います。

3. いじめ防止のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現しています。そのためには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活できていることが必要です。しかし、ひとたび子どもの集団の中に他者を排除するような雰囲気が形成されると、そこは子どもの居場所としての機能を失い、いじめを生み出す要因となり、子どもの健やかな成長を妨げる場となってしまいます。

そのため、子どもの成長の場として大きな役割を担っている学校・家庭・地域において、次に示すようないじめ防止のための基本的な考え方を共有しておくことが大切です。

- 誰もが、いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こりうる重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければなりません。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければなりません。そして、他者に対して思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団をつくる努力をしなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、学校・家庭・地域・関係機関は、それぞれの立場で連携して取組を進めなければなりません。

4. いじめの未然防止に向けた役割

(1) 「学校」

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもたちが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもたちを指導・支援していきます。
- いじめはどの学級、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には、早期に解決できるよう、家庭・地域・関係機関と連携して迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の危機意識及び人権意識を高め、「SOSのキヤッチの仕方」や「事案の見立て」、「対応方法」などのいじめの未然防止に向けた研修や子どもたちと家庭との信頼関係を構築するための体制の整備に組織的に取り組みます。

(2) 子ども

- 周囲にいじめがあると思われるときには、いじめを受けたと思われる子どもやいじめを行ったと思われる子どもに声をかけます。そして、必ずすぐに「学校」や家庭、地域の大人に相談します。

(3) 保護者

- 子どものいじめを未然に防ぐために、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 「学校」や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- 子どもの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われたりするときは、速やかに「学校」・地域・関係機関に相談または通報することが大切です。

(4) 地域・関係機関

- 地域は、子どもの成長や生活に关心を持ち、いじめの兆候を感じるときには、関係する保護者、「学校」、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めることが重要です。
- 子どもたちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの根絶に努める必要があります。

(5) 教育委員会

- 「枚方市基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に推進します。
- いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的な調査や啓発を行います。
- 「学校」や関係機関と連携し、いじめを受けた児童生徒等に対する支援、いじめを行った児童生徒等に対する指導を迅速かつ適切に行います。
- いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめ問題に取り組む「学校」の支援を行います。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1. 「学校」の取組

(1) 学校基本方針の策定

「学校」は、「法」第13条の規定に則り、「法」並びに「枚方市基本方針」に基づき、自校のいじめ防止に係る基本的な考え方、取組について「枚方市立招提小学校いじめ防止基本方針」（以下、「招提小基本方針」という。）を定めます。

「招提小基本方針」には、管理職・生徒指導主担者・学級担任等の役割を明示するとともに、いじめ防止等のための取組として、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定めます。また、策定した「招提小基本方針」は、ホームページに掲載するなど家庭・地域に広く周知を図ります。

「招提小基本方針」に基づいた取組を進めるにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、子どもたちの主体的かつ積極的な取組も可能となるよう計画し、取組を指導・支援します。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

① いじめ防止対策委員会

「学校」は、いじめ防止等に関する組織的・機能的な対応を行うため、校長、教頭、首席、生徒指導主担者、養護教諭、支援教育コーディネーター、人権教育主担者で構成する「いじめ防止対策委員会」（以下、「いじめ防対委」という。）を設置しています。「いじめ防対委」は、学校におけるさまざまな教育活動を企画する中心的な組織である企画委員会と連携・協力して機能します。

また、「法」と「枚方市基本方針」の趣旨に則り、重大事態への対応をはじめ必要な場合には、心の教室相談員や府・市の心理・福祉に関する専門家、その他必要な関係者に協力を依頼して、「いじめ防対委」を拡大した「いじめ防止緊急対策委員会」（以下、「いじめ緊対委」という。）を組織して対応します。

② 「いじめ防対委」の役割

組織的な対応の中心的組織としての「いじめ防対委」の具体的な役割は、次のとおりとします。

- 「招提小基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の企画・立案の中心となる。
- いじめの相談、通報窓口となり、いじめが疑われる事案等に関する情報の収集と管理、共有を行う。
- 具体的な指導や支援の方針・体制を決定し、関係児童等への事実関係の聴き取りと指導・支援、家庭・地域・関係機関との連携などについて教職員の役割分担を行う。
- 役割分担に基づく学校全体の迅速かつ適切な対応の中心となり、常に対応状況を把握し、必要に応じて方針・体制の見直し・変更を行う。
- アンケート・教育相談の実施時期に合わせて、「招提小基本方針」が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて改訂を行う。

③ 年間計画

通年	*あいさつ運動 【月初め 1週間 あいさつカード】	*人権全体会（情報交換・共通理解）【月1回】 *生指交流会【週1回・金曜日】 *心の教室相談開室【週1回・木曜日】 *ケース会議【毎月随時】
4月	*学級・学年目標づくり *家庭訪問	*保護者・児童への相談窓口周知 *引き継ぎ会（生徒指導・人権） *教職員研修（いじめ・体罰） *第1回いじめ防止対策委員会 [年間計画の確認、問題行動調査結果の共有]
5月	*学校探検〔1・2年交流〕 *校外学習〔1～4, 6年〕	*学校生活を良くするためのアンケート・児童相談 *アセスメントシート・スクリーニングシートの作成・実施
6月	*宿泊学習〔5年キャンプ〕 *ペア学年行事 *生活習慣振り返りカード	*第2回いじめ防止対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有] *学校生活を良くするためのアンケート・児童相談 *校内研修〔いじめ・体罰・児童虐待等〕 *第3回いじめ防止対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
7月	*保護者との個人懇談会 *「夏休みの過ごし方」プリント 配付	*学校生活を良くするためのアンケート・児童相談 *校内研修〔いじめ・体罰・児童虐待等〕 *第4回いじめ防止対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
8月	*2学期の学級目標づくり	*学校生活を良くするためのアンケート・児童相談 *第5回いじめ防止対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
9月		
10月	*運動会 *校外学習〔1～5年〕	*校内研修〔生徒指導・いじめ等〕 *アセスメントシート・スクリーニングシートの作成・実施
11月	*修学旅行・報告会〔6年〕 *山田池オリエンテーリング *ペア学年行事 *生活習慣振り返りカード	*学校生活を良くするためのアンケート・児童相談 *第6回いじめ防止対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有]
12月	*保護者との個人懇談 *「冬休みの過ごし方」プリント 配付	*校内研修〔生徒指導・いじめ等〕 *学校生活を良くするためのアンケート・児童相談 *第7回いじめ防止対策委員会 [アンケート集約、状況確認、情報共有、年度末反省]
1月	*3学期の学級目標づくり	
2月	*生活習慣振り返りカード	
3月	*学年のまとめ *「春休みの過ごし方」プリント 配付	

※上記の年間計画は、令和3年度当初のものであり、新型コロナ感染症予防への対応により、年間計画の大幅な変更がありうる。

(3) いじめ防止のための具体的な取組

① 未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうることを念頭に置き、「学校」はいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、道徳科や特別活動の時間を中心に、常に児童自らがいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会を数多く設定します。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることができないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。

「法」やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発します。特に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように努めます。

② 早期発見

いじめは気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人でも発見や判断が困難な形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、周囲にいじめが見えにくいという状況が進んでいます。

教職員は、児童のさまざまな集団を観察することと児童一人一人と関わりを持つことを重視し、どんな小さな兆候も見逃すことのないよう、常にいじめの可能性を考慮する視点を持って対応します。また、教職員自身が、いじめが疑われる状況を軽視したり看過したりすることなく、いじめを積極的に認知する意識のもと児童を指導・支援します。

このため、日頃から児童の見守りや児童との対話を通して信頼関係の構築に努めるとともに、児童に表れる変化や危険信号を見逃さない視点と感性を磨き、いじめの早期発見の観点が示された「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」のチェックシート等を活用して情報を交流するなど、具体的な取組を行います。

併せて、「学校」はアンケート調査等を学期に1回以上実施して、その結果の分析や補充の聴き取りを行った上で教育委員会に報告するとともに、相談期間の設定等により児童がいじめを訴えやすい場をつくり、児童一人一人の実態把握と支援体制の充実に取り組みます。

また、保護者と協力して児童を見守るため、学級担任を中心に家庭訪問や個人懇談、電話、連絡帳等を活用して連携を密にします。

③ いじめに対する措置

教職員による日常の観察・指導はもとより、毎月、教職員が自らの観察・指導をふりかえるシートを作成して情報交流を行うとともに、毎学期、児童に尋ねる「学校生活を良くするためのアンケート」(以下、「学校アンケート」という。)を行い、アンケート実施後に相談期間を設けています。

いじめの兆候に気づいたら、必ず複数の教職員で対象となる児童や希望する児童と速やかに面談を行い、必要に応じて保護者との面談も行います。(なお、教育相談や面談等で得られた児童等の個人情報については、プライバシーに十分配慮した上で、関係機関に適切な情報提供を行う必要があります。)

面談後、「いじめ防対委」において事実確認に基づき対応方針の決定、役割分担・チーム編成を行い、全教職員によるいじめの認知と共通理解のもと、保護者と協同して関係する児童の保護・指導に取り組みます。

また、児童の生命に関わることが考えられるような重大事態については、教育委員会の指導のもと、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、その他必要な関係者に協力を依頼して、次のとおりに対処します。

2. 重大事態への対処

(1) 教育委員会または「学校」による調査

① 調査を要する重大事態

「法」第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえて年間30日間を目安としていますが、欠席日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握して対応します。

また、子どもたちや保護者から、いじめが原因で重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点まで学校が「いじめによるものとは考えられない」あるいは「重大事態とはいえない」と認識していたとしても、改めて重大事態として対応します。

② 重大事態の報告

「学校」は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の主体

教育委員会は、「学校」からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

ア) 「学校」が主体となる場合

教育委員会は、「学校」に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

イ) 教育委員会が主体となる場合

「学校」主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、「学校」の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査します。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

④ 調査を行うための組織

教育委員会または「学校」がその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設けます。

ア) 「学校」が主体となる場合

「学校」が組織した「いじめ緊対委」が調査を行います。

イ) 教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」（以下、「枚方審議会」という。）を招集し、調査を行います。

⑤ 事実関係を明確にするための調査

『事実関係を明確にする』とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ

頃から）、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ事情や背景、子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、「学校」及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、「学校」と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものです。

ア) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合には、直接聴き取る調査、他の子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

この際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査の実施が肝要です。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行います。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にし、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関とも一層連携を密にして対応にあたります。

イ) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、他の子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

⑥ 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

「学校」または教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、「学校」は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができます。

再調査の実施にあたっては、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して適時・適切な方法で説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該のいじめ事案の関係者との間で直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。

構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱します。

③ 再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じます。

3. その他の留意事項

「学校」では、この「招提小基本方針」について、「法」並びに「枚方市基本方針」に基づき随時見直しを行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じます。

«各種相談窓口»

枚方市立招提小学校

050-7102-9084

枚方市教育委員会 教育支援室（児童生徒支援担当） 電話相談

050-7105-8048

枚方市子どもの笑顔守るコール（いじめ専用ホットライン）

*児童・生徒に関するいじめの相談 072-809-7867
〔月～金：9時～17時（祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉を除く）〕

枚方市子どもの育ち見守りセンター「となとな」

*子育て、親子関係、友人関係のことなど、18歳未満の
子どもに関する様々な相談 050-7102-3220・3221
〔月～金 9時～17時30分（祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉を除く）〕

大阪府中央子ども家庭センター

*子どもや家庭についての相談 072-828-0161
〔月～金 9時～17時45分（祝日、年末年始を除く）〕

大阪府すこやか教育相談

0120-0-78310

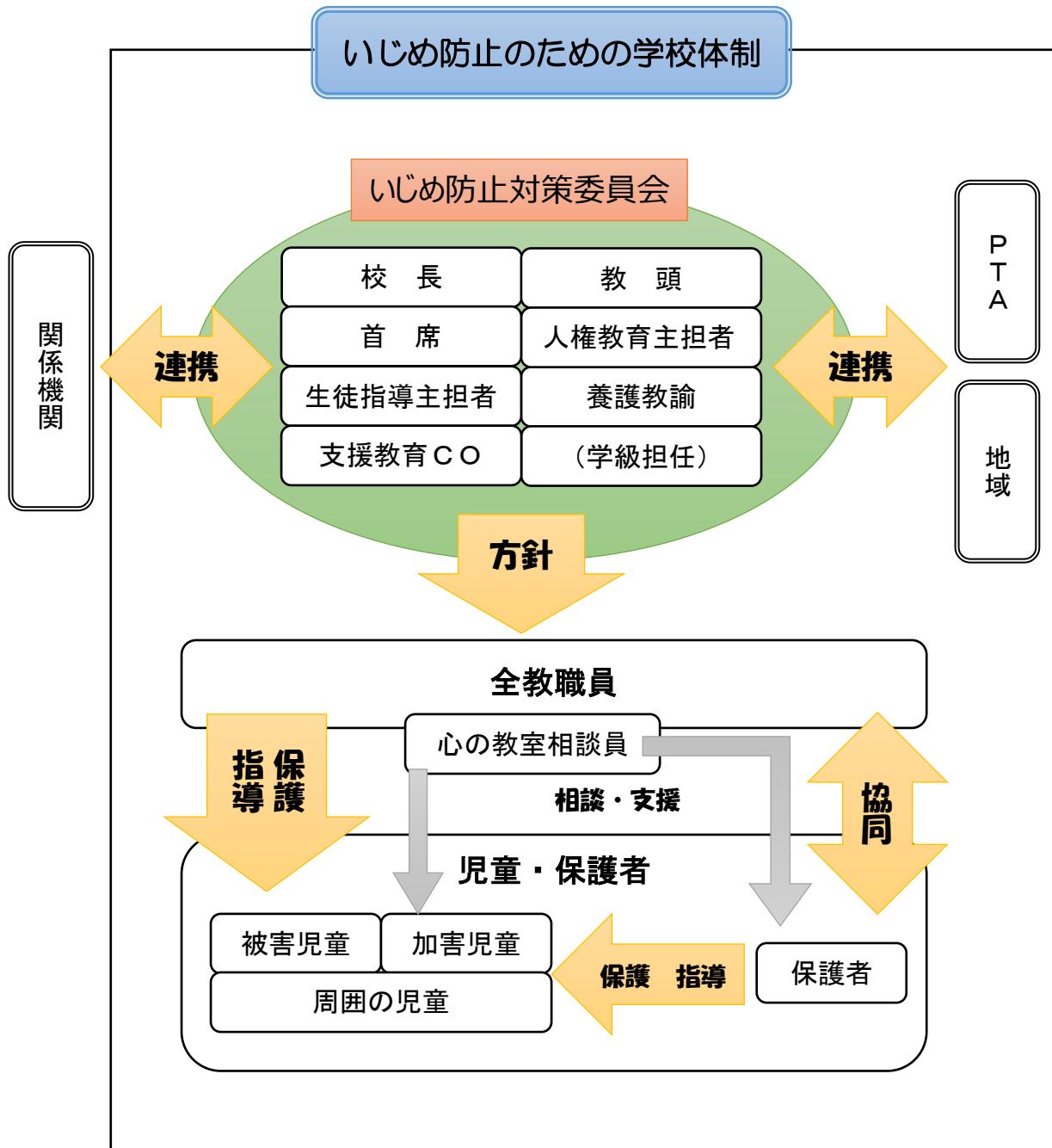
〔年中無休 24時間対応〕

大阪府教育センター『すこやか教育相談』

*すこやかホットライン（子どもからの相談） 06-6607-7361
Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
*さわやかホットライン（保護者からの相談） 06-6607-7362
Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

※電話相談 午前9時30分～午後5時30分

月～金曜日（祝日・休日・年末年始は除く）



重大事態への対処チャート

重大事態の発生

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生の報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

いじめ防止緊急対策委員会

〔学校に設置〕

- <構成員>
- 学校の複数の教職員【心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等】

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

- 弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

調査結果の報告

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

- <構成員>
- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
 - ※利害関係を持たない第三者

再調査